

2009年認定事業主

ソニーケミカル&インフォメーションデバイス株式会社 (鹿沼市)



行動計画期間

平成19年4月1日～平成21年3月31日（2年間）

取組内容

- ① 子供の出生時に父親が取得できる休暇制度を導入
- ② 男性1名、出産をした女性の80%以上が育児休業を取得
- ③ 小学校就学前の子供を持つ社員を対象とする所定労働時間を超えて労働させない制度の導入
- ④ 法を上回る期間の育児休職延長制度（子が1歳に到達した翌年度の4月15日まで）の導入

企業のコメント

「育児休業取得のカギは、職場の理解と休業中のフォロー」

認定を受けるためには、9つの基準をすべて満たす必要があります、その中でも達成が難しかったのは、男性社員の育児休業取得です。男性社員に育児休業取得を促すことには、地道な啓蒙活動を必要としましたが、結果的には職場上長の理解により、男性社員の育児休業取得が可能になりました。今回初となる育児休業をとった男性社員は夫婦で当社に勤務しており夫婦が交代で育児休業を利用し、男性社員は3ヶ月の育児休業を取得しました。また、育児休業中のフォローとしましては、社員への情報提供、職場復帰のためのプログラムの実施を行いました。なお、認定を受けたことは、当社のイメージアップにも繋がるため、会社概要及び当社HPに「くるみん」マークを掲載しPRしていきたいと思えます。